

令和 5 年 8 月 23 日(水) 午後3時00分～
山川学校給食共同調理場 2階 会議室

令和 5 年度 みやま市山川学校給食共同調理場運営委員会

1. 所長あいさつ

2. 委嘱状交付

3. 会長及び副会長の選任について

会長 _____ 副会長 _____

4. 議 題

(1) 共同調理場の運営状況について

(2) 令和 4 年度学校給食会計決算について

(3) 運営委員会役員の輪番について

(4) その他

給食物資購入業者について

みやま市山川学校給食共同調理場運営委員会

(任期: 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

氏 名	選 出 区 分	備 考
平 林 恵 子	桜舞館小学校校長	第5条第1号
長 裕 子	山川中学校校長	第5条第1号
松 尾 祐 三 子	高田小学校校長	第5条第1号
山 下 才 生 子	桜舞館小学校PTA役員	第5条第2号
牛 嶋 繁 己	山川中学校PTA役員	第5条第2号
内 田 恭 子	高田小学校PTA役員	第5条第2号

みやま市山川学校給食共同調理場運営委員会監事

(任期: 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

氏 名	選 出 区 分	備 考
松 尾 慶 一	桜舞館小学校PTA役員	第10条
樺 島 愛	山川中学校PTA役員	第10条

〈事務局〉

氏 名	所 属	備 考
末 吉 建	みやま市山川学校給食共同調理場所長	学校教育課長
石 橋 将 和	学校教育課学校給食担当係長	
亀 崎 知 子	栄養教諭	山川中学校

みやま市山川学校給食共同調理場運営状況

(令和5年7月末現在)

1. 完全給食 週5日制
・米飯:週3.5日(月・水・金)、パン:週1.5日(火・木)
2. 食器 PEN 食器使用
3. 給食数内訳

学校名	給食数	児童生徒数	配缶数
桜舞館小学校	281	256	13
高田小学校	475	445	16
山川中学校	144	126	7
給食センター	21	—	—
計	921	827	36

4. 給食費

	保護者負担(月)	助成金(月)	1食あたりの金額	回数(年)
小学校	4,000円	200円	232.16円	199回程度
中学校	4,900円	250円	292.01円	194回程度

※学校給食費補助金 (1人当たり)月1,000円×11月=年11,000円

5. 職員構成

- ・所長 1名(学校教育課長)
- ・係長 1名(学校教育係学校給食担当係長)
- ・栄養教諭 1名(県費)
- ・調理員 正規3名
会計年度任用職員(常勤)3名、(パートタイム)18名
- ・勤務体制 米飯(月・水・金) 午前18名・午後12名
パン(火・木) 午前15名・午後12名
運転手4名(交代勤務) 10時00分～16時30分
配送車2台体制

6. 学校への配送等

- ・給食時間 [小学校]桜舞館小12:10 高田小12:05
[中学校]山川中 12:50
- ・配送時間 ① 高田小 (センター11:20発 →11:40着)
② 桜舞館小 (センター11:35発 →11:45着)
山川中 (センター12:20発 →12:25着)
※児童生徒喫食の30分前には到着

7. みかん果汁(みかんジュース)の実施

- ・5月～10月の期間内に5回実施

8. アレルギー対応 33名

(えび、いか、かに、乳、卵、ごま、キウイフルーツ、ピーナッツ、
パイン、くるみ、山芋、メロン、マンゴー、リンゴ、柿、小豆、黒豆、
レンズ豆)

9. その他

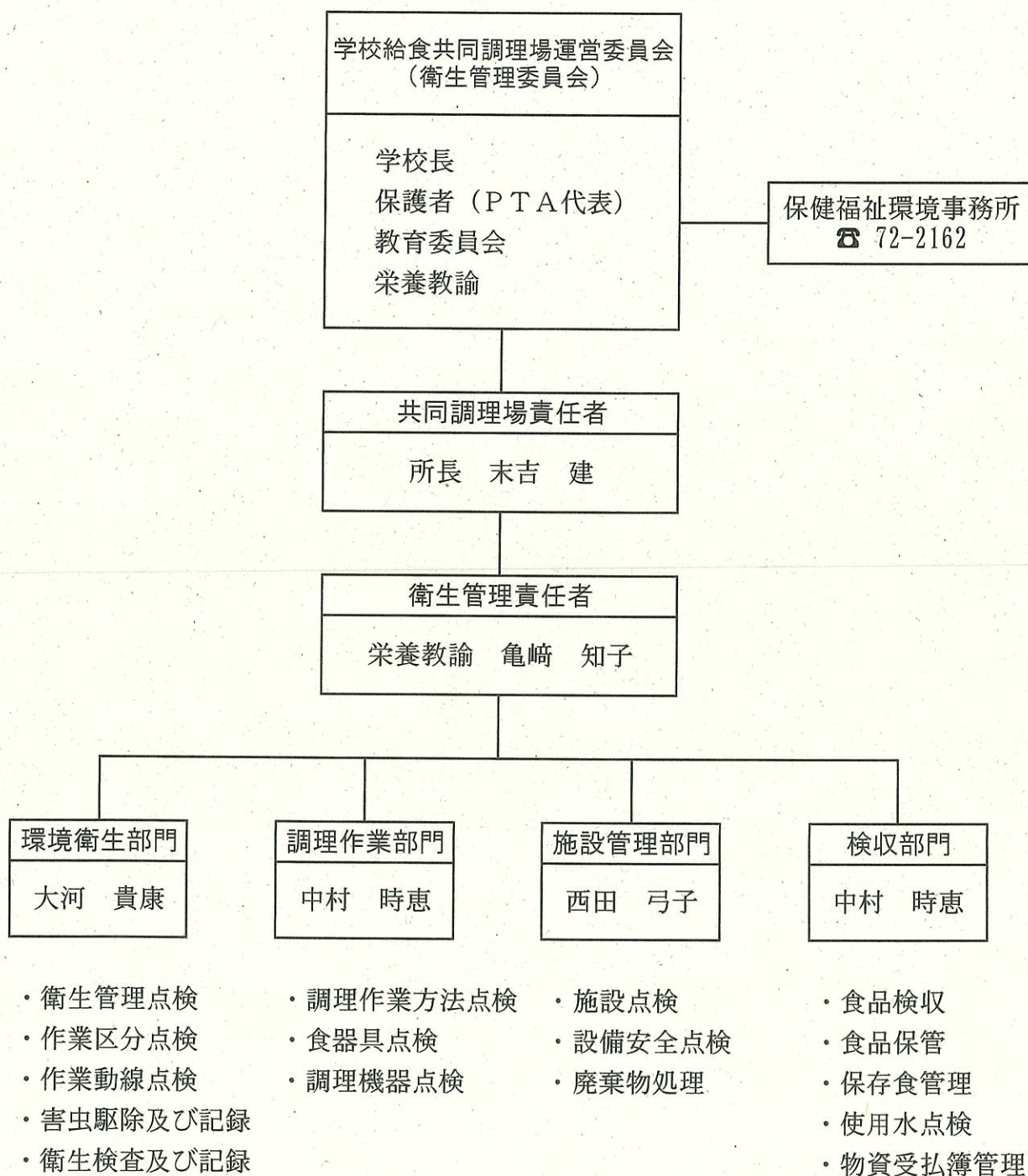
・アンコール給食（小・中学校）2月～3月実施

・食育の日（テーマ:地場産物）※毎月19日

(令和5年度)

みやま市山川学校給食共同調理場

衛生管理組織図



令和4年度 みやま市山川学校給食共同調理場給食会計決算

《収入》

(単位:円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減	摘 要
給食費	33,108,518	29,383,920	3,724,598	桜舞館小 12,320,115円 山川中 8,225,670円 二川小 11,158,541円 調理員・試食 会負担金 748,385円 統合校持込金 389,459円 食材高騰助成 266,348円
繰越金	2,221,750	1,187,649	1,034,101	前年度繰越金
預金利子等	20	13	7	
合 計	35,330,288	30,571,582	4,758,706	

《支出》

(単位:円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減	摘 要
基本物資 (米・パン・牛乳)	11,694,731	10,424,838	1,269,893	
一般食材 (県給食会)	10,325,718	9,335,433	990,285	
一般食材 (市内業者等)	10,566,663	8,503,178	2,063,485	
みかん果汁 (県給食会)	131,947	86,383	45,564	
	0		0	
合 計	32,719,059	28,349,832	4,369,227	

収入総額 35,330,288円

支出総額 32,719,059円

差引額 2,611,229円 (翌年度繰越金)

令和4年度給食会計決算について、監査報告書を添えて上記のとおり報告します。

令和5年 8月23日

みやま市山川学校給食共同調理場
所 長 末 吉 建

みやま市山川学校給食共同調理場会計監査報告書

1. 監査日時 令和5年6月22日(木) 17時30分～
2. 監査場所 みやま市役所 山川支所 2階 大会議室
3. 監査対象 令和4年度決算
4. 監査書類 金銭出納簿、預金通帳、領収書、給食費請求書等関係書類
5. 監査意見 通帳、会計帳簿等間違いなく適正に処理されています。

上記のとおり、みやま市山川学校給食共同調理場の学校給食会計事務を監査したので報告します。

令和5年 6 月 22日

監 事 松尾 慶一



監 事 樺嶋 愛



みやま市山川学校給食共同調理場運営委員会 殿

運営委員会役員等の年度別学校別割振表(案)

(平成 22 年 3 月 8 日協議決定)

(平成 26 年 9 月 22 日協議決定)

(平成 27 年 9 月 28 日協議決定)

(令和 2 年 12 月 14 日協議決定)

(令和 4 年 1 月 24 日協議決定)

(令和 5 年 8 月 日協議決定)

年 度	会 長	副会長	監 事	
24年度	飯江小	山川中	山川東部小	山川南部小
25年度	山川中	山川東部小	山川南部小	飯江小
26年度	山川東部小	山川南部小	飯江小	山川中
27年度	山川南部小	飯江小	山川中	山川東部小
28年度	桜舞館小	山川中	桜舞館小	山川中
29年度	山川中	桜舞館小	桜舞館小	山川中
30年度	桜舞館小	山川中	桜舞館小	山川中
31年度 (令和元年度)	山川中	桜舞館小	桜舞館小	山川中
令 2 年度	桜舞館小	山川中	桜舞館小	山川中
令 3 年度	山川中	桜舞館小	桜舞館小	山川中
令 4 年度	桜舞館小	山川中	桜舞館小	山川中
令 5 年度	山川中	桜舞館小	桜舞館小	山川中
令 6 年度	桜舞館小	高田小	山川中	高田小
令 7 年度	高田小	山川中	桜舞館小	山川中
令 8 年度	山川中	桜舞館小	高田小	桜舞館小

令和 5 年度給食物資納入業者一覧

学校給食物資納入品業者	取 扱 品 目	所在地	
福岡県学校給食会	パン・米・加工品全般	筑紫野市	
マルエ醤油	醤油・みそ	みやま市	
山門青果	野菜・卵	みやま市	
高田町給食会	野菜・卵	みやま市	
イワナガデザインフーズ	精肉	みやま市	各年交代
肉の吉田	精肉	みやま市	各年交代
熊川米穀店	酒類	みやま市	
大坪商店	乾 物	みやま市	
田中蒲鉾	蒲鉾	柳川市	
柳川冷凍食品	豆腐・冷凍イカ	柳川市	
ハウディ	デザート等	鳥栖市	
南筑後農協	みかん・たけのこ等	大牟田市	

○みやま市山川学校給食共同調理場運営委員会規則

平成 19 年 1 月 29 日
教育委員会規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、みやま市山川学校給食共同調理場設置条例(平成 19 年みやま市条例第 80 号)第 5 条の規定に基づき、みやま市山川学校給食共同調理場運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第 2 条 運営委員会は、みやま市山川学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)内に置く。

(所掌事務)

第 3 条 運営委員会は、みやま市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらのことについて教育委員会に意見を具申する。

- (1) 共同調理場の管理及び運営に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、共同調理場に関する重要事項に関すること。

(組織)

第 4 条 運営委員会は、委員 8 人以内をもって組織する。

(委員)

第 5 条 運営委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校の校長
- (2) 小中学校の P T A 役員
- (3) その他教育委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 7 条 運営委員会に、委員の互選による会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、運営委員会の会議を主宰し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

- 4 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任されることが出来る。

(会議の招集)

第8条 運営委員会は、必要の都度会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上から議題を付して要請があったときは、招集しなければならない。

- 2 教育委員会は、必要に応じ、会長に運営委員会の招集を求めることができる。

(議決の方法)

第9条 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(監事)

第10条 運営委員会に監事2人を置く。

- 2 監事は、運営委員会に諮って、教育委員会が委嘱する。

- 3 監事の任期は、1年とし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任することができる。

(顧問)

第11条 運営委員会に顧問を置くことができる。顧問は、運営委員会に諮って教育委員会が委嘱する。

- 2 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(庶務)

第12条 運営委員会の事務は、教育部学校教育課で処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年1月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。